

Edge AI Station レンタル約款

このレンタル約款(以下「本約款」といいます。)は、申込者(以下「甲」といいます。)と EDGEMATRIX 株式会社(以下「乙」といいます。)との間のレンタル対象製品(以下「レンタル製品」といいます。)の賃貸借契約(以下「レンタル契約」といいます。)に関する基本的な条件を定めるものです。

甲は、本約款および関連約款(詳細は第 5 条(関連約款)で定めます。)を遵守し、別途、第 4 条(レンタル契約の成立)の定めに従って乙との間でレンタル契約を締結することで、Edge AI Station のレンタルサービス(以下「レンタルサービス」といいます。)の提供を乙から受けることができます。

第1章 総則

第1条. (適用)

1. 甲及び乙が、別途「注文書」で本約款と異なる内容を定めない限り、甲及び乙との間の一切のレンタル契約については本約款の規定が適用されます。

第2条. (変更)

1. 乙は、甲の一般の利益に適合する場合、または社会情勢、経済事情もしくはレンタルサービスに関する実情の変化もしくは法令の変更その他合理的な事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更に係る規定に基づき、レンタルサービスの目的に反しない範囲で本規約の内容を変更できます。
2. 乙は、前項の定めに基づいて本約款の変更を行う場合は、変更後の本約款の内容および効力発生日を、当社ウェブサイト上に表示または当社の定める方法により甲に通知することで、甲に周知するものとします。ただし、法令上甲の同意が必要となる変更を行う場合は、乙が適当と判断した方法により同意を得るものとします。
3. 乙が本約款を変更した場合において、甲が変更の効力発生日後にレンタルサービスを利用したときは、法令上その効力を否定される場合を除き、甲が変更後の本約款に同意したものとみなされます。

第3条. (定義)

1. 「レンタル製品」とは、乙が取り扱う以下の製品をいいます。
 - ・ Edge AI Station
 - ・ Edge AI Station α
 - ・ Edge AI BOX EX シリーズ
2. 「レンタル期間」とは、甲と乙の間で成立する賃貸借契約の賃貸借期間であり、見積書記載の納品日(実際に乙が納品した日に限ります。)からレンタル終了日までの期間をいいます。
3. 「逸失利益」とは、事故等がなければ乙が得られたと予想される営業利益等のことをいい、次の計算式で算出されるものをいいます。
(レンタル製品の 1 泊 2 日価格 ÷ 4) × 修理期間及び再調達までの日数

第2章 レンタル契約の成立・内容

第4条. (レンタル契約の成立)

1. 甲が、乙所定の「注文書」に必要事項を記載した上で乙に提出し(以下「申込」といいます。)、乙がこれを受領した時点で、甲乙間でレンタル契約が成立するものとします。
2. 前項の場合でも、乙が注文書受領後7営業日以内に、乙の独自の基準でレンタル契約を承諾するか否かを審査し、甲の申込を承諾しないことを書面又は電子メール等の方法により甲に通知した場合、レンタル契約は遡って成立しなかったものとします。この場合、乙は申込を承諾しない理由を甲に開示する義務を負いません。
3. 本約款に定めのない事項、又は本約款の定めと異なる定めが「注文書」に定めている場合、当該定めが本約款に優先するものとします。

第5条. (関連約款)

申込者	レンタル製品	関連約款
利用者	Edge AI Station	▪Edge AI Station OS 使用許諾約款 ▪Edge AI Station 保守業務委託約款(EMI-END 間)
	Edge AI Station α	▪Edge AI Station OS 使用許諾約款 ▪Edge AI アプリケーションソフトウェア使用許諾約款 ▪Edge AI Station 保守業務委託約款(EMI-END 間)
	Edge AI BOX EX シリーズ	▪EDGEMATRIX 製品保証書
代理店 (1 次保守サービスを実施する代理店)	Edge AI Station	▪Edge AI Station 保守業務委託約款(EMI-代理店間)
	Edge AI Station α	
	Edge AI BOX EX シリーズ	▪EDGEMATRIX 製品保証書

第6条. (レンタル期間)

1. 乙は、甲に対し、あらかじめ納品日及びレンタル終了日を記載した「見積書」を交付するものとします。
2. 甲は、レンタル期間を最短で 3 か月間、以降 1 ヶ月単位で申し込むことができものとします。ただし、乙は、予約状況その他の事情によって申込を拒否することができるものとします。この場合、乙は申込を承諾しない理由を甲に開示する義務を負いません。
3. 甲は レンタル終了日までに、乙にレンタル製品を返還するものとします。なお、レンタル終了日までの消印でレンタル製品を発送した場合はレンタル終了日までに返還したものとします。ただし、甲及び乙に別段で合意がある場合はこの限りではありません。

第7条. (レンタル期間の延長)

1. レンタル期間が満了する 10 日前までに、甲から延長期間を定めて期間延長の申出があった場合は、甲が本約款の規定及びその他甲乙の合意内容に違反していない限り、乙は申出を承諾するものとします。
2. 前項の定めに関わらず、乙は、予約状況その他の事情によって前項の申出を拒否することができるものとします。この場合、乙は申込を承諾しない理由を甲に開示する義務を負いません。

第8条. (レンタル料等)

1. 甲は、乙が、レンタル契約に先立って交付する「見積書」記載のレンタル料、運送諸経費及びその他代金に、消費税を付した金額(以下「レンタル料等」といいます。)を、「請求書」記載の支払期日までに支払うものとします。レンタル料にはレンタル製品の保守料金が含まれます。また、レンタル料の支払いは一括支払いを基本としますが、乙が認めた場合はこの限りではありません。なお、銀行振込の方法で支払う場合は、振込手数料は甲が負担するものとします。
2. 乙は甲に対し、レンタル期間中に経済事情の変動等の諸般の事情により、従前のレンタル料、運送諸経費及びその他の費用並びにこれらに対する消費税の金額が不相当となった場合には、左記金額を諸般の事情に照らし合理的な金額に増額変更することを請求することができるものとします。

第9条. (保証)

乙は甲に対して、納品時においてレンタル製品が正常な性能を備えていることのみを保証し、甲の使用目的への適合性については保証しません。なお、Edge AI Box EX シリーズの製品保証内容は EDGEMATRIX 製品保証書に準じるものとします。

第10条. (保守)

甲は乙と第5条に記載の Edge AI Station 保守業務委託約款の遵守により保守サービスを受けることができます。

第11条. (レンタル製品の引渡し、使用・保管方法等)

1. 甲がレンタル製品の納品を受けた後 14 日以内にレンタル製品の性能の欠陥につき乙に対して通知をしなかった場合、レンタル製品は正常な性能を整えた状態で甲に引き渡されたものとします。
2. 甲は善良な管理者の注意をもってレンタル製品を使用及び保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担するものとします。
3. 甲はレンタル製品の保管にあたり、次に定める行為をしないものとします。ただし乙が事前に書面による承諾を与えていた場合はこの限りではありません。
 - ・ レンタル製品をその本来の使用目的以外に使用すること
 - ・ レンタル製品を設置場所から移動すること
 - ・ レンタル製品を第三者に譲渡、転貸すること
 - ・ レンタル製品の占有名義を第三者に移転すること
 - ・ レンタル製品を分解又は改造すること
 - ・ 添付された乙の所有権を示すものの除去、汚染
 - ・ レンタル製品について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定すること
4. 甲はレンタル製品が第三者の強制執行その他法律あるいは事実的な損害を被らないようにこれを保全するとともに、仮にそのような事態が発生した時は直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態の解消をはかるものとします。
5. 前項の場合において、乙がレンタル製品保全のために必要な措置をとった場合、甲はその一切の費用を負担するものとします。
6. レンタル製品の占有中、レンタル製品自体又はレンタル製品の設置、保管、使用を原因として、第三者に与えた損害については甲がこれを賠償するものとし、乙は何らの責任を負いません。

第12条. (レンタル製品の国外使用)

1. 甲はレンタル製品を日本国内でのみ使用するものとします。
2. 甲がレンタル製品を日本国外に持ち出す場合、事前に乙に通知し承諾を得るものとします。また、甲は輸出担当者として日本及び使用する国外の輸出関連法規に従い日本国外に持ち出すものとし、同法規の違反により甲が被った損害について、乙は一切責任を負いません。
3. 甲がレンタル製品を日本国外で使用する場合、第 24 条 2 項および 3 項(免責事項および損害賠償責任)は適用されないものとします。

第13条. (レンタル製品の毀損・紛失等の取扱い)

1. 甲は、レンタル製品の紛失又は毀損等が発生した場合、理由の如何を問わず、直ちに乙に通知するものとし、その後の手続きについては乙の指示に従うものとします。
2. 甲の責に帰すべき事由に基づきレンタル製品が紛失、滅失又は損傷した場合、甲は乙に対して、次に定めるとおり損害を賠償するものとします。
 1. レンタル製品が紛失又は滅失した場合 当該レンタル製品の再購入代金
 2. レンタル製品が損傷した場合 当該レンタル製品の修理代金
3. 前項に定める場合であっても、甲は、レンタル料金等の支払い義務は免れません。
4. 前二項の定めは、乙が逸失利益を請求することを妨げるものではありません。
5. 甲は、第 2 項の損害金の支払後、当該レンタル製品を発見した場合であっても、損害金の返金を請求することはできないものとします。
6. 甲は、第 2 項の損害金の支払後、当該レンタル製品を発見した場合は、当該レンタル製品を返還する義務を負わないものとします。
7. 甲による第 2 項の損害金の支払いを条件に、甲及び乙は協議の上、レンタル製品の代替機を貸与するか否か決定するものとします。なお、当該代替機は当該レンタル製品と同種のものとは限らず、甲はこれを承諾するものとします。

第14条. (ソフトウェア複製等の禁止)

1. 甲は、レンタル製品の全部又は一部を構成するソフトウェアに関して次の行為をしてはならないものとします。
 1. 有償、無償を問わず、ソフトウェアの全部又は一部を第三者に使用させること(譲渡、使用権の設定等の方法を含みますが、これらに限られません。)
 2. ソフトウェアの全部又は一部を複製すること
 3. ソフトウェアを変更又は改変すること
2. 甲は、ソフトウェアの保管あるいは使用に起因して第三者に損害を生じさせたときは、当該第三者に対して一切の賠償責任を負い、乙に何等の負担をかけないものとします。

第15条. (監査)

1. 乙は、甲と事前の協議の上、レンタル製品の使用状況などに関し、必要に応じて甲の事業所へ立入検査ができるものとします。
2. 乙は、前項の監査及び前項の報告徴求又は立入検査の結果、必要と認める場合には、甲に対し、改善やレンタル製品の利用の中止を求めることができるものとします。
3. 甲は、善管注意義務をもってレンタル製品の管理を行うものとし、乙は、甲に対し、レンタル製品の使用状況又は管理状況等に関し、随時報告を求めることができるものとします。

第16条. (レンタル期間開始後の解約)

甲はレンタル期間中でも乙の指定する場所にレンタル製品を返還してレンタル契約を解約することができます。ただし、甲は、自らの都合で解約または減額を伴う契約内容の変更を希望する場合には、解約料または変更料として本来の契約期間満了までのレンタルサービス料金を乙に支払うものとします。既に支払済であればそれを充当するものとし、不足分あればその分を別途支払うものとします。

第17条. (レンタル製品の購入)

1. 甲は契約満了日の10営業日前までに乙の指定する方法にて申込むことにより、乙が甲に対して貸与するレンタル製品を、その定価からレンタル料金を差し引いた価格で購入できるものとします。レンタル料金が定価を超えている場合は、乙はレンタル製品を甲に無償譲渡できるものとします。この場合、乙は、甲が支払った一切のレンタル料金を返還しません。
2. レンタル製品の売買については、乙と甲との間で、レンタル契約とは別に当該売買に関する契約を締結するものとします。

第18条. (レンタル製品の返還)

1. レンタル期間の満了、レンタル契約の解除、解約又はその他の理由によりレンタル契約が終了した場合、甲はレンタル製品を乙の指定する場所に返還するものとします。
2. レンタル製品に蓄積されたデータがある場合には、甲は、当該データを消去して返還するものとします。
3. 返還を受けたレンタル製品にデータが残存する場合、乙は甲からの当該データの返還、修復、削除又は賠償の請求に応じないものとします。
4. 前項の場合、当該データの漏洩に起因して甲その他第三者に損害が生じたとしても、乙は一切責任を負わないものとします。
5. 乙は、返還時にレンタル製品以外の物(以下「同梱品」という。)が同梱されていた場合には、1か月間保管し、同期間経過後は、理由を問わず、同梱品を廃棄することができます。
6. 前項の同梱品が甲の所有物か否かにかかわらず、乙は、甲又は第三者に対して補償等の責任を負わないものとし、甲が一切の責任を負うものとします。

第19条. (支払い遅延損害金・返還遅延損害金)

1. 甲はレンタル契約に基づく債務の履行を遅滞した場合、甲はその支払い期日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による延滞利息金を支払います。
2. 甲は、レンタル製品の返還を遅延したときは、当該遅延期間相当分のレンタル料金及び返還遅

延損害金を支払うものとします。なお遅延期間 1 か月あたりの返還遅延損害金は 1 か月のレンタル料金に相当する金額とし、遅延期間が 1 か月未満の場合は 1 ヶ月とみなします。ただし、レンタル製品の返還の遅延が、甲の責によらない事由によるものである場合はこの限りではありません。

第3章 一般条項

第20条. (乙の権利の譲渡)

1. 乙は、レンタル契約に基づく乙の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、もしくは担保に差入れることができます。
2. レンタル期間満了日から 2 週間、延滞料金のお支払いがなくレンタル製品を返却されない場合は、債権回収業者又は弁護士に、債権回収及びレンタル製品回収を依頼することがございます。これに要した費用は全て甲が負担することとします。

第21条. (暴力団等反社会性勢力の排除)

1. 甲及び乙は、その役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。
 1. 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 2. 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 4. 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 5. 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証します。
 1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 5. その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続きを要しないで、直ちにレンタル契約を解除することができるものとします。
4. 甲及び乙は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとします。

第22条. (個人情報の取り扱い)

1. 乙は、個人情報保護法を遵守し、レンタル製品の提供に関して取得した甲の個人情報を、乙のプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。
2. 甲は、乙に対し、個人情報保護法その他適用法令を遵守していることを表明し、保証します。
3. 甲は、自己の費用と責任で、個人情報保護法その他適用法令の遵守に必要な手続きの一切をとります。
4. 乙は、レンタル製品の提供にあたり、甲がレンタル製品の利用上で取得もしくは利用する個人情報保護法上の個人データについては、取り扱わないものとします。

第23条. (債務不履行による契約解除)

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、乙は催告をせず通知によりレンタル契約を解除することができるものとします。この場合、甲は乙に対し、未払いのレンタル料とその他金銭債務全額を直ちに支払い、乙になお損害がある場合はこれも賠償するものとします。
 - (1) レンタル料等の支払いを1回でも遅滞したとき
 - (2) レンタル契約の全部又は一部に違反し、乙から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、その期間内に、当該違反が是正されなかったとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立てがなされ、もしくは自らかかる申立てを行ったとき
 - (6) 監督官庁等から営業の停止もしくは営業に係る許可の取消し又はこれらに類する処分を受けたとき
 - (7) 合併によらず解散し、又は解散したものとみなされたとき
 - (8) 事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をし、もしくは営業を廃止したとき、又は解散したとき
 - (9) 民法第542条第1項各号及び同条第2項各号に該当するとき
 - (10) 前各号に定めるほかレンタル契約の継続に重大な支障が生じたとき
2. 前項に基づき乙がレンタル製品の引取を行う場合、乙又は乙の正当な代理人はレンタル製品の所在する場所に立ち入り、これを搬出し、引き取ることができ、甲はこれに協力するものとします。ただし、乙の責に帰すべき事由により前項各号の解除が発生した場合には、この限りではありません。

第24条. (免責事項および損害賠償責任)

1. 乙は、自己の責めに帰すべき事由のない限り、レンタル製品の提供に関し次の各号のいずれかに起因または関連して、甲または、第三者が被った損害の責任を、請求原因のいかんにかかわらず、負わないものとします。
 - (1) レンタル契約の終了
 - (2) レンタル製品の提供、提供停止、提供終了または変更
 - (3) 不可抗力を含む乙の責めに帰することができない事由によるレンタル製品の全部または一部の使用または利用不能
2. 前項の規定にもかかわらず、乙が、甲または、第三者に対し、何らかの損害賠償責任を負うとき、その範囲および額は、次の各号のとおりとします。ただし、次項で定める場合は適用されないものとします。
 - (1) 損害の範囲は、これらの者自身に現実生じた直接かつ通常の損害に限られるものとします。特別損害は、その予見または予見可能性の有無にかかわらず、損害の範囲に含まれません。
 - (2) 損害額は、損害発生の原因となる出来事からさかのぼって6か月間に契約者が、当社に対し、レンタルサービスの利用に関し現実に支払った金額を上限とします。
3. 前各項の規定にもかかわらず、乙は、乙の責めに帰すべき事由により、甲が本約款に定める条件に基づきレンタル製品を利用することができなかったときは、レンタル製品が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、レンタル製品が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するレンタル料金相当額を発生した損害とみなし、その額に限って契約者の損害を賠償するものとします。

第25条. (契約内容の変更)

甲及び乙は、レンタル契約を変更しようとするときは、あらかじめ協議のうえ、書面で行うものとします。

第26条. (不可抗力)

1. 天災地変、戦争、内乱、法令制度改発、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、感染症の蔓延その他乙の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の乙の履行遅延又は履行不能については、乙は何らの責をも負担しないものとします。
2. 前項の場合、乙はレンタル契約の全部又は一部を変更又は終了することができるものとします。この場合甲は乙の指示内容に従うものとします。

第27条. (分離可能性)

本約款のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定又は部分は、継続して完全に効力を有するものとし、甲及び乙は、当該無効もしくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、当該無効もしくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第28条. (合意管轄)

甲及び乙は、本約款の適用されるレンタル契約についての一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則 2025年7月8日 制定・発効